

特定生産緑地(大和市)の指定の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を次のように解除する。

生産緑地地区番号	位置	特定生産緑地解除面積	備考
136	大和市中心林間西二丁目地内	約 3,630 m ²	
139	大和市中心林間西一丁目地内	約 1,930 m ²	
140	大和市中心林間西一丁目地内	約 1,500 m ²	
282	大和市福田字甲五ノ区地内	約 230 m ²	

「区域は解除図表示のとおり」

合計 約 7,290 m²